

陳述書

原告 笹岡 敏紀

私は、川崎市川崎区の小田1丁目に60年近く住んで居ります。私の住まいから旧県立川崎南高校（以下、南高校と略称いたします）までは直線距離にして500メートルにも満たない距離であり、南高校の存在は普段からよく知っておりました。

3年前、同校が県による「県立高校の統廃合計画」のために廃校になると聞き、残念なこととは思いましたが、その校舎やキャンパスは地域住民のために使われることになるのだろうと考えておりました。

しかし、昨年春より「南高校は壊されることになるらしい」と聞き、あのような立派な校舎や緑の多いキャンパスを潰してしまうのは「もったいない」と思いました。そして、7月9日、県による「南高校解体に関わる土壌汚染の説明会」なるものが開かれると聞き、私も近隣の住民の一人として参加しました。

この「説明会」において、県の担当者は図面や数値を示し「県立南高校敷地は土壌汚染があるから壊すことにした」という説明をしました。この「説明」に対し、参加していた住民からいろいろな質問が出されましたが、職員の方はまともに答えることができませんでした。

私も、「南高校を壊さなければならないほど土壌が汚染されているというのなら、これまで25年も高校として使われた同校の在校生や職員の健康に重大な影響を及ぼしているはず。それはどのように調査しているのか、あるいは調査計画はあるのか」と質問しましたが、県の職員の答えは「そのような調査は行わない」ということでした。私はこの答えを聞き、「県は土壌汚染という嘘の理由をつくり校舎を壊すのだ」と思いました。

結局この「説明会」では、参加した住民が納得せず、予定の時間を倍の2時間もオーバーしても終わることができませんでした。そして、県は「再説明会」の開催を約束しながら、それを反故にしたまま、同年8月に至り松沢県知事自らが「県立南高校の土壌汚染は人体に影響はない」と言明することとなりました。つまり、県当局が県議会に対し行った「土壌汚染」を理由とした校舎解体予算の提案の根拠そのものが崩れたのでした。

こうした中、南高校の近隣の住民の中から「南高校を住民の福祉や文化・教育の施設として再利用させてもらおう」という声が大きく高まり、「県立南高校を活かそう会」が生まれました。私もその趣旨に賛同し会員の一人となりました。

ところで、先の県知事の「土壌汚染は人体に影響はない」と言明したことによって、「解体する理由」がなくなったはずなのに、県は今度は「川崎市の『まちづくり計画』に協力するため」と理由を前面に出してきました。この川崎市の「まちづくり計画」の持つ意味については、私は多くは触れませんが、一連の経過を見ると、県立南高校跡地を商業施設、すなわち民間業者の儲けのために県民の貴重な財産を提供しようというのが本質であることがわかりました。

さらに、「南高校活かそう会」が校舎の解体に伴う問題を調べていく中で「アスベスト」問題という重大な問題があることがわかりました。それは、解体工事にともなうアスベストの飛散により、将来近隣の住民の健康に重大な影響を及ぼすことということでした。

いずれにしろ、県議会に対し偽りの理由をもって解体予算の提案をし、住民には嘘の理由を説明するということは許されないと考えます。県民のための行政ではなく、そこにあるのは民間業者の利益

のために奉仕する県と市の共謀と言われてもしかたがないものであります。ましてや、アスベストが使われている建物を壊す業者を「優良業者」として「住民説明会」(2007 年 12 月 22 日)に参加させながら、その直後に、実はその業者が「脱税」を行うような悪質業者であることが判明しても尚、再説明や住民による立入りを拒否している神奈川県の社会的な責任は問われないのでしょうか？

私が本裁判において原告の一人として名を連ねたのは、1 月 20 日現在で 19500 筆を超えた「南高校を地域のために活かして使おう」という声に、県当局が真摯に耳を傾けてほしいという願いからにほかなりません。

「もったいない」という日本語は、今や世界語として通用しています。県立南高校の立派な校舎はまだまだ 30 年は使えると言われます。地域住民が自らの力で、さまざまな施設として使うことができます。また広いキャンパスは緑の木々に囲まれ、使い方によっては地域のオアシスとなり、災害の際は緊急避難所として大きく機能することでしょう。壊してしまうなどほんとうに「もったいない」のです。

貴裁判所の本件に関わる裁判官皆様におかれましては、直接「旧県立川崎南高校」の視察をされ、その有りのままの姿をご覧いただきたいことをお願いし、陳述を終わります。

平成 20 年 1 月 28 日